

議案第121号

山陽小野田市立サッカー交流公園条例の制定について
山陽小野田市立サッカー交流公園条例を次のように定める。

令和2年11月25日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

山陽小野田市立サッカー交流公園条例

(設置)

第1条 スポーツ活動を通じて市民の交流及び連携を促進し、市民の誰もが心身ともに健やかに暮らし、活力と笑顔あふれるまちづくりに寄与するため、山陽小野田市立サッカー交流公園（以下「交流公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山陽小野田市立サッカー交流公園	山陽小野田市大字小野田字末広7525番17

(使用許可)

第3条 交流公園（交流公園に附属する器具を含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

(1) 公共の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めると

き。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) 交流公園を使用しようとする者が山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

（使用料）

第4条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受ける際、別表の定めにより算出して得た額を使用料として納付しなければならない。

2 市長は、公用又は公益のため、交流公園を使用するとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させ、又は減免することができる。

3 前2項の使用料の算定金額に10円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てる。

（使用料の不還付）

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

（特別の設備等）

第6条 使用者は、交流公園に特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具（以下「特別の設備等」という。）を使用するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対して特別の設備等をすることを命ずることができる。

3 特別の設備等の設置及びその撤収に伴う費用は、使用者の負担とする。

（目的以外の使用等の禁止）

第7条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に交流公園を使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

（販売行為等の禁止）

第8条 何人も交流公園内において、市長の許可なくして物品を販売し、預かり、又は宣伝広告その他これに類する行為をしてはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用の目的以外に使用したとき。
- (4) 不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (5) 公益上その他市長が必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、その使用を終えたとき、又は前条の規定により使用の許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。

2 使用者が、前項の規定による義務を履行しないときは、市長が代わって執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第11条 使用者は、その使用により建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これに相当する額を賠償しなければならない。

(職員の指示)

第12条 使用者は、当該施設の使用については、職員の指示に従わなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、交流公園の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設

条例（平成17年山口県条例第49号。次項において「県条例」という。）の規定によりなされた山口県立おのだサッカー交流公園に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この条例の施行の日の前日までに県条例の規定によりなされた山口県立おのだサッカー交流公園の使用許可に係る料金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

山陽小野田市立サッカー交流公園	区分		単位		基準額
	専用使用	入場料その他に るをすの この類料徴 ないの	午前8時30分から午後5時まで	1面1時間につき	1,950円
午前6時30分から午前8時30分 まで 又は午後5時から午後10時まで					2,340円
延長料1面1時間につき			2,930円		
入場料その他に るをすの この類料徴 するも			午前8時30分から午後5時まで	1面1時間につき	15,600円
					午前6時30分から午前8時30分 まで 又は午後5時から午後10時まで
			延長料1面1時間につき		
個人使用		小学校及び義務教育学校の前期課程の児童並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の生徒 1人8時間以内			90円
		高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒並びに大学及び高等専門学校の学生 1人8時間以内			180円
		その他の者 1人8時間以内			280円
多目的スポーツ広場		専用使用	午前8時30分から午後5時まで	1面1時間につき	1,300円
					午前6時30分から午前8時30分 まで 又は午後5時から午後10時まで
			延長料1面1時間につき		
	入場料その他に るをすの この類料徴 するも		午前8時30分から午後5時まで	1面1時間につき	10,400円
					午前6時30分から午前8時30分 まで 又は午後5時から午後10時まで
			延長料1面1時間につき		
	個人使用	小学校及び義務教育学校の前期課程の児童並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の生徒 1人8時間以内			60円
		高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒並びに大学及び高等専門学校の学生 1人8時間以内			120円

		その他の者 1人8時間以内	180円
会議	専用使用	1時間につき	120円
設備	冷暖房設備	冷房	1時間につき 490円
		暖房	1時間につき 310円
	照明設備	1面1時間につき	1,000円
備考 専用使用の場合の使用料の基準額の計算については、次に定めるところによる。			
(1) 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその時間が1時間未満であるときは、その端数の時間は、1時間として計算する。			
(2) 「延長料」とは、許可使用時間を超えて使用した部分に対する使用料をいう。			
(3) 児童、生徒若しくは学生(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。)が使用する場合又は体育の振興を目的とする公共的団体がアマチュアスポーツに使用する場合の使用料の基準額は、前記の使用料の基準額の半額とする。			
(4) 市の住民以外の者が使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の100分の100に相当する額を当該使用料の基準額に加算した額とする。			
(5) 休日等(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)に使用する場合の使用料の基準額は、前記の使用料の基準額の100分の20に相当する額を当該使用料の基準額に加算した額とする。			
(6) 入場料その他これに類する料金を徴収しないで営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合の使用料の基準額は、前記の使用料の基準額に3を乗じて得た額を当該使用料の基準額に加算した額とする。			
(7) 入場料その他これに類する料金を徴収し、かつ、営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合の使用料の基準額は、入場料その他これに類する料金の最高額に100を乗じて得た額を前記の使用料の基準額に加算した額とする。			
(8) サッカー場、多目的スポーツ広場又は会議室の一部を使用する場合の使用料の基準額は、当該使用する部分の面積に応じた額とする。			
(9) 準備又は撤去のために使用する場合の使用料の基準額は、前記の使用料の基準額の半額とする。			
(10) 電気、ガス又は水道を使用する場合(水道を使用する場合にあっては、市長が定める場合に限る。)の使用料の基準額は、その実費に相当する額を前記の使用料の基準額に加算した額とする。			
器具使用料			
サッカーゴール		1組	620円

ジュニア用サッカーゴール	1 組	380 円
フットサル用ゴール	1 組	230 円
ソフトボール用具	1 組	180 円
放送設備	1 式	830 円
スクリーン	1 式	150 円
ワイヤレスマイク	1 本	80 円
ダイナミックマイク	1 本	40 円
マイクスタンド	1 本	30 円
テント	1 張	430 円
長机	1 台	20 円
椅子	1 脚	20 円